

議案第45号

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の2を削る。

第12条第1項中「（第3条の2を除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。